

宮崎海区漁業調整委員会指示第127号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、令和4年12月31日をもって効力を失う。

令和元年12月26日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除く。

2 禁止期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日まで